

令和6年11月25日

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 における不在者投票の投函漏れについて

去る10月27日に執行されました第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の投票において、小選挙区、比例代表及び最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票用紙94名分の投函漏れが発生したことにつきまして、御報告させていただきます。

まずは、今回の投函漏れにより有権者94名分の大切に貴重な票が投函されず、無効となってしまいましたことを、心からお詫び申し上げます。

それでは、投函漏れが発生した経緯等について申し上げます。

10月27日午後9時から衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票作業を進めていたところ、投票者総数と投票総数に、大きな乖離があることに気づき、調査した結果、市選挙管理委員会事務局において受理した不在者投票の投票用紙の一部が投票箱に投函されていなかったことが判明いたしました。

これらの票につきましては、公職選挙法第40条及び公職選挙法施行令第65条の規定により、投票締切りの午後8時までに投票箱に入れられていなかったことから、無効の扱いとなったものであります。

今回の事案が発生した原因についてであります。10月27日に到着した不在者投票の投函処理作業中に、追加の配達がある旨の連絡があり、追加分と併せて処理しようとして作業を中断し、その票を施錠できるキャビネットに一時保管いたしました。

その後、追加で届いた不在者投票を処理、投函しましたが、同時に他の作業も進めていたため、一時保管した投票用紙の投函を失念したものであります。

この事案を受け、市のホームページにて事実の公表をさせていただくとともに、報道各社に対し記者発表を行いました。

また、投票が無効となりました94名の皆様に対しましては、個別に謝罪の文書を送付させていただきました。

公平・公正が求められる選挙事務を執行するに当たり、今回このような重大な事案が発生させてしまい、改めまして、心よりお詫び申し上げますとともに、

今後はこのようなことがないよう、開封作業から投函までを一連で完結させることの徹底、担当職員の専従化、マニュアルの整備など再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。